

平成 22 年度 第 1 回
堺市屋外広告物審議会

資 料

日 時 平成 23 年 2 月 14 日 (月)
午後 3 時 00 分

場 所 堺市総合福祉会館 5 階第 3 研修室

平成 22 年度 第 1 回

堺市屋外広告物審議会資料一覧表

【資料 1】

電柱広告物の許可基準見直しについて

【資料 2】

文化財等の指定について

【資料 3】

堺市における屋外広告物行政の現状について

【資料1】電柱広告物の許可基準見直しについて

(1) 巻き付けて取り付けるもの

① 現行の許可基準

告示：屋外広告物の許可基準の指定について（別表第2）	
区 分	電柱を利用する広告物等（巻き付けて取り付けるもの）
大 き さ	縦 1.20m 以内、横 電柱の円周の範囲内の長さ
掲出位置	地上から最下端までの距離 2.30m 以上
色 彩 等	(1)地色は、赤色、黄色その他これらに類する色以外の色とすること。 (2)けい光塗料以外の塗料を用いること。
掲出個数	電柱 1 本につき 1 個（道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない）

② これまでの経緯と改正の考え方

電柱を利用する広告物等については、平成 7 年度に屋外広告物条例が制定されたことにあわせて許可基準を告示し、その後、基準は変更していない。

従来、電柱を利用する広告物について、大阪府下においては同一の基準となっていたが、全国的にみて過度な規制であったことから、大阪府においては平成 21 年度に基準が改正され、縦の長さが 1.5m 以内、地上から最下端までの距離が 1.9m 以上となった。また、その後大阪市、東大阪市においても同様の改正がなされており、本市においても改正を行おうとするもの。

(2) 突き出して取り付けるもの

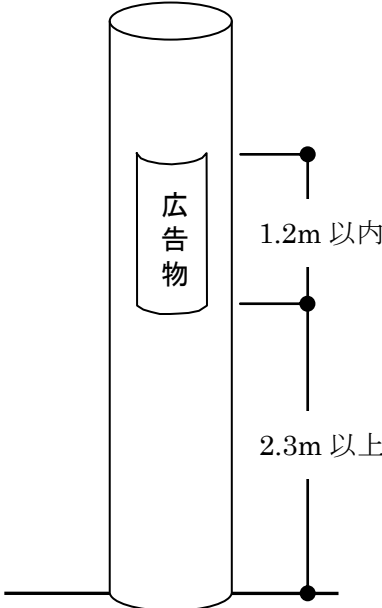
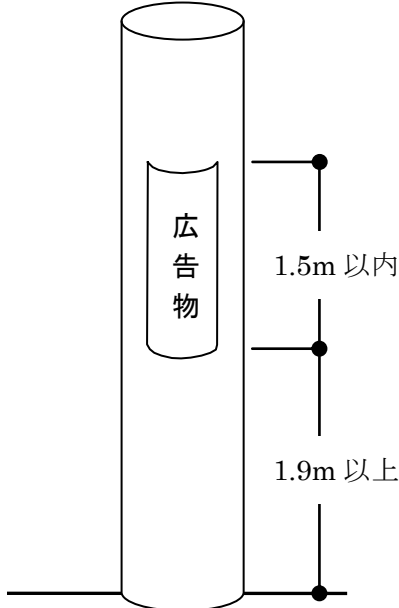
現行の基準においては、大きさについて

「縦 2.00 メートル以内、横 0.50 メートル以内（ただし、大阪府及び大阪府知事の管理する道路に存する電柱に取り付けるものにあつては、縦 1.20 メートル以内、横 0.45 メートル以内）」

と定めているが、政令市移行に伴い、本市域に大阪府及び大阪府知事の管理する道路は存在しなくなったことから、ただし書きを削除しようとするもの。

(3) 基準の改正案

【巻き付けて取り付けるもの】

	現 行	改正案
大 き さ	 <p>1.2m 以内 2.3m 以上</p>	 <p>1.5m 以内 1.9m 以上</p>
	<p>地上からの高さ：2.3m 以上 広告物の縦の長さ：1.2m 以内</p>	<p>地上からの高さ：1.9m 以上 広告物の縦の長さ：1.5m 以内</p>
色 彩 等	<p>(1) 地色は、赤色、黄色その他これらに類する色以外の色とすること。</p>	<p>(1) 地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いものとすること。</p>

【突き出して取り付けるもの】

	現 行	改正案
大 き さ	<p>縦 2.00メートル以内 横 0.50メートル以内 (ただし、大阪府及び大阪府知事の管理する道路に存する電柱に取り付けるものにあつては、縦 1.20メートル以内、横 0.45メートル以内)</p>	<p>縦 2.00メートル以内 横 0.50メートル以内</p>